

令和3年度
定期監査の結果に関する報告

長野県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和3年2月9日から令和3年11月8日までの間に全機関（349機関）について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和3年11月18日

長野県監査委員	田 口 敏 子
同	西 沢 利 雄
同	青 木 孝 子
同	本 郷 一 彦

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査の目的	1
2 対象年度	1
3 対象機関及び実施期間	1
4 実施状況	1
5 重点監査	2
第 2 監査結果	2
1 監査結果	2
2 指摘事項	15
3 指導事項	16
4 検討事項	22
5 分類別指摘事項等の件数	23
第 3 意見	24
1 各部局に共通する意見	24
2 部局ごとの意見	28
《参考》 他の機関に紹介できる有効な取組事例	31
(別表) 監査実施機関一覧	32

令和3年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに長野県監査委員監査基準に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和2年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（349機関：一般会計・特別会計339機関、企業特別会計10機関）について、令和3年2月9日から令和3年11月8日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表（32～36ページ）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関 349 機関のうち、134 機関については実地監査を、215 機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に全庁を挙げて取り組む中、コロナ禍にあっても実効性のある監査を確保するため、テレビ会議による実地監査（10 機関）や、実地監査の書面監査への変更（24 機関）などの対応を行いました。

		実施機関数								
		本庁			現地			合計		
		実地	書面	計	実地	書面	計	実地	書面	計
一般会計・ 特別会計	当初予定	85	1	86	69	184	253	154	185	339
	変更後	83	3	86	47	206	253	130	209	339
企業特別 会計	当初予定	2		2	2	6	8	4	6	10
	変更後	2		2	2	6	8	4	6	10
合計	当初予定	87	1	88	71	190	261	158	191	349
	変更後	85	3	88	49	212	261	134	215	349

※1 生活排水課は、一般会計・特別会計と企業特別会計の両方に計上。

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関 349 機関のうち、工事実施機関である地域振興局、環境部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち 37 機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で 813 件、契約金額で 752 億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：5.5%、抽出金額率：21.6%）。実施機関の一覧は、別表（32～36 ページ、*印箇所）のとおりです。

区分	全体箇所		うち抽出箇所	
	件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
工事	9,845	2,864.9	493	483.5
委託	5,024	610.4	320	268.7
合計	14,869	3,475.3	813	752.2
抽出率(%)	-	-	5.5	21.6

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマを「使用していないパーソナルコンピュータの所有及び廃棄状況について」及び「ドローンの活用状況について」の二つとし実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が1件、指導事項が19件、検討事項が1件ありました。企業特別会計においては、指導事項が1件ありました。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収入事務	1	6	1	8					8
契約事務		2		2					2
支出事務		9		9		1		1	10
補助金事務		1		1					1
財産管理事務		1		1					1
その他									
合計	1	19	1	21		1		1	22
令和2年度	4	20		24					24

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

なお、各機関においては、災害からの復旧・復興、減災対策の推進や、新型コロナウイルス感染症の影響等により業務量が増加しています。引き続き職員の健康に留意し、適正な業務遂行に努めてください。

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1 「使用していないパーソナルコンピュータの所有及び廃棄状況について」

ア 監査目的

「平成23年度行政監査（パーソナルコンピュータの再資源化について）の結果に関する報告」を受け、平成24年9月27日付け24財活第162号財産活用課長及び24情統シ第101号情報統計課情報システム推進室長通知（以下「平成24年通知」という。）により、財産管理者は、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）を適切に管理することとされています。

また、令和元年に他県において発生したHDD（ハードディスクドライブ）流出事案を受け、本県では、情報政策課によるサーバ・パソコン等の過去のデータ消去等の状況に係る調査が行われ、情報セキュリティ責任者は、情報システム機器の廃棄時等におけるセキュリティの確保に万全を期すこととされています。

しかしながら、令和2年度に実施した定期監査において、使用していないパソコンの適正な処分を行わず、そのまま長期間保管している事例が見受けられました。

こうした状況を踏まえ、使用していないパソコン（※）の所有状況、管理状況の実態を把握するとともに、廃棄に係る事務処理が適切に行われているか検証することを目的に監査を実施しました。

（※） 調査対象は、リースパソコンを除き、購入等により県が所有しているパソコン

イ 対象機関（表1）

全機関

表1 対象機関数

（単位：機関）

部局名	本庁	現地	計	部局名	本庁	現地	計
地域振興局		68	68	農政部	5	14	19
危機管理部	2	2	4	林務部	3	2	5
企画振興部	8	1	9	建設部	9	16	25
総務部	10	11	21	会計局	2	10	12
県民文化部	8	12	20	教育委員会	9	105	114
健康福祉部	11	20	31	警察本部	1	32	33
環境部	6	4	10	行政委員会	3		3
産業労働部	7	21	28	議会事務局	1		1
観光部	2	2	4	企業局	2	5	7
				合計	89	325	414

（注） 地域振興局は、各課を1機関として集計しています。環境部は、企業会計（下水道事業）は別に1機関として集計しています。会計局は、会計センター分室を1機関として集計しています。企業局は、電気事業会計と水道事業会計をそれぞれ1機関として集計しています。

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

- (ア) 使用していないパソコンの所有状況
- (イ) 使用していないパソコンの管理状況
- (ウ) 使用していないパソコンの廃棄に係る事務処理

オ 調査結果

(7) 使用していないパソコンの所有状況

「使用していないパソコンの所有状況（機関数、台数）」、「使用していない期間」、「使用していないパソコンの取得経過」、「使用していない理由」を調査しました。

a 使用していないパソコンの所有状況（表2）

414 機関で所有しているパソコンは合計 10,954 台あり、そのうち使用していないパソコンを所有している機関数は 191 機関（46.1%）で、台数は 4,008 台（36.6%）でした。

部局別では、教育委員会が、使用していないパソコンを所有している機関数は 93 機関で、台数は 3,548 台と、突出して多い状況となっています。

表2 使用していないパソコンの所有状況（単位：機関、台、%）

部局名	所有しているパソコン					使用している パソコン 台数
			使用していないパソコン			
	機関数	台数 (a)	機関数	台数 (b)	割合 (b) / (a)	
地域振興局	68	194	24	78	40.2	116
危機管理部	4	78	3	40	51.3	38
企画振興部	9	86	6	32	37.2	54
総務部	21	116	5	45	38.8	71
県民文化部	20	174	13	64	36.8	110
健康福祉部	31	360	11	58	16.1	302
環境部	10	106	6	26	24.5	80
産業労働部	28	705	6	28	4.0	677
観光部	4	14	1	14	100.0	
農政部	19	190	6	11	5.8	179
林務部	5	35	3	19	54.3	16
建設部	25	354	9	27	7.6	327
会計局	12	5	1	5	100.0	
教育委員会	114	8,105	93	3,548	43.8	4,557
警察本部	33	335	1	7	2.1	328
行政委員会	3	2	1	2	100.0	
議会事務局	1	5	1	3	60.0	2
企業局	7	90	1	1	1.1	89
合計	414	10,954	191	4,008	36.6	6,946

b 使用していない期間（表3）

使用していないパソコンのうち、使用していない期間が3年以上のパソコンを所有する機関数は 148 機関（35.7%）で、台数は 3,542 台（88.4%）と、約9割を占めています。

表3 使用していない期間別の台数（単位：機関、台、%）

使用していない期間	機関数	台数	割合
1年未満	36	219	5.5
1年以上3年未満	52	247	6.1
3年以上	148	3,542	88.4
合計		4,008	100.0

※機関数は重複回答あり

c 使用していないパソコンの取得経過（主な内容）

- ・平成 21 年度に、学校 I C T 環境整備事業として、教職員一人一台パソコンが配備されたもの（リースでなく購入により配備）
- ・所管換により取得、リースアップパソコンを購入、寄付受納により取得

d 使用していない理由（主な内容）

- ・更新に伴い、新たにリースパソコンが配備されたため、不要となった
- ・OS（オペレーティングシステム）のサポート切れや故障により、使用できない

(イ) 使用していないパソコンの管理状況

「データ消去の実施の有無」、「データ消去が未実施の理由」、「保管場所の施錠の有無」を調査しました。

a データ消去の実施の有無（表 4）

使用していないパソコンのうち、データ消去が実施済みのパソコンを所有する機関数は 31 機関で、台数は 437 台（10.9%）と 1 割にとどまり、一方、データ消去が未実施のパソコンを所有する機関数は 164 機関で、台数は 3,571 台（89.1%）と、約 9 割を占めています。

表 4 データ消去の実施の有無（単位：機関、台、%）

部局名	使 用 し て い な い パ ソ コ ン						
			データ消去 実施済		データ消去 未実施		
	機関数	台数 (a)	機関数	台数	機関数	台数 (b)	割合 (b) / (a)
地域振興局	24	78	8	35	17	43	55.1
危機管理部	3	40			3	40	100.0
企画振興部	6	32			6	32	100.0
総務部	5	45			5	45	100.0
県民文化部	13	64			13	64	100.0
健康福祉部	11	58	2	13	9	45	77.6
環境部	6	26	2	11	5	15	57.7
産業労働部	6	28	2	9	4	19	67.9
観光部	1	14			1	14	100.0
農政部	6	11	1	3	5	8	72.7
林務部	3	19			3	19	100.0
建設部	9	27	3	8	6	19	70.4
会計局	1	5			1	5	100.0
教育委員会	93	3,548	12	356	83	3,192	90.0
警察本部	1	7			1	7	100.0
行政委員会	1	2	1	2			0.0
議会事務局	1	3			1	3	100.0
企業局	1	1			1	1	100.0
合計	191	4,008	31	437	164	3,571	89.1

※機関数は重複回答あり

b データ消去が未実施の理由（主な内容）

- ・廃棄時にデータを消去する予定のため
- ・電源が入らない、IDやパスワードがわからず起動できない
- ・消去の方法がわからない、専用ソフトがない

c 保管場所の施錠の有無（表5）

使用していないパソコンのうち、「保管している部屋等」と「部屋等の中のキャビネット等」の両方又はどちらかに施錠・盗難防止措置のある状態で保管されているパソコンが計3,886台（97.0%）と、ほぼ全てが施錠のある状態で保管されていました。「保管している部屋等」と「部屋等の中のキャビネット等」の両方に施錠・盗難防止措置のない状態で保管されているパソコンが122台（3.0%）ありましたが、データは全て消去済みとなっています。

表5 保管場所の施錠の有無（単位：台、%）

		部屋等の中のキャビネット等の施錠の有無			
		施錠・盗難防止措置あり		施錠・盗難防止措置なし	
		台数	割合	台数	割合
保管している部屋等の施錠の有無	施錠あり	1,369	34.2	2,451	61.2
	施錠なし	66	1.6	122	3.0

(ウ) 使用していないパソコンの廃棄に係る事務処理

「今後の廃棄予定（時期、方法）」、「廃棄予定が令和4年度以降又は未定の理由」、「過去3年間の廃棄状況（廃棄方法、契約件数・廃棄台数、データ消去の方法）」を調査しました。

a 今後の廃棄予定（表6）

使用していないパソコンの廃棄予定が、令和3年度中のものは54機関、288台（7.2%）と1割未満にとどまり、一方、令和4年度以降又は未定のものは149機関、3,720台（92.8%）と、9割以上を占めています。

表6 今後の廃棄予定（時期）（単位：機関、台、%）

部局名	使用していないパソコン						
			令和3年度中に廃棄予定		令和4年度以降に廃棄予定又は未定		
	機関数	台数(a)	機関数	台数	機関数	台数(b)	割合(b)/(a)
地域振興局	24	78	11	18	14	60	76.9
危機管理部	3	40	3	40			0.0
企画振興部	6	32	4	27	2	5	15.6
総務部	5	45	2	2	3	43	95.6
県民文化部	13	64	7	34	6	30	46.9
健康福祉部	11	58	3	8	9	50	86.2
環境部	6	26	3	6	3	20	76.9
産業労働部	6	28	1	4	6	24	85.7
観光部	1	14			1	14	100.0
農政部	6	11	3	6	3	5	45.5
林務部	3	19	3	9	1	10	52.6
建設部	9	27			9	27	100.0
会計局	1	5	1	5			0.0
教育委員会	93	3,548	9	118	91	3,430	96.7
警察本部	1	7	1	7			0.0
行政委員会	1	2	1	2			0.0
議会事務局	1	3	1	1	1	2	66.7
企業局	1	1	1	1			0.0
合計	191	4,008	54	288	149	3,720	92.8

※機関数は重複回答あり

b 廃棄予定が令和3年度中のパソコンの廃棄方法（表7）

令和3年度中に廃棄予定のパソコンを所有する54機関、288台のうち、「廃棄方法は未定」が32機関（59.3%）、178台（61.8%）で、約6割は具体的な方法が決まっていない状況となっています。廃棄方法が決まっている22機関（40.7%）、110台（38.2%）の中では、廃棄物処理法によるものが12機関、85台と最も多くなっています。

表7 廃棄予定が令和3年度中のパソコンの廃棄方法（単位：機関、台、%）

廃棄方法（適用法）	機関数		台数	
		割合		割合
廃棄方法が決まっている	22	40.7	110	38.2
資源有効利用促進法 ※1	2	3.7	6	2.1
小型家電リサイクル法 ※2	8	14.8	19	6.6
廃棄物処理法 ※3	12	22.2	85	29.5
廃棄方法が未定	32	59.3	178	61.8
合計	54	100.0	288	100.0

※1 資源有効利用促進法（「資源の有効な利用の促進に関する法律」）

パソコンの製造業者（メーカー）による回収とリサイクルが義務付けられており、製造業者（メーカー）等との契約により、引取りを依頼し、処理するもの。

※2 小型家電リサイクル法（「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）

パソコンに含まれる貴金属などの有用金属（資源として価値のある金属）のリサイクルを図るため、国の認定事業者との契約により、引取りを依頼し、処理するもの。

※3 廃棄物処理法（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）

産業廃棄物処理業者との契約により、引取りを依頼し、処理するもの。

c 廃棄予定が令和4年度以降又は未定の理由（表8）

廃棄できない理由について、廃棄予定が4年度以降又は未定のパソコンを所有する149の全ての機関が、「廃棄に係る予算が確保できない」と回答しています。次いで、「廃棄方法がわからない」が52機関（34.9%）、「廃棄の手続きをする時間がない」が19機関（12.8%）、「今後使用する可能性がある」が13機関（8.7%）となっています。

表8 廃棄予定が令和4年度以降又は未定の理由（単位：機関、%）

廃棄予定が4年度以降又は未定のパソコンを所有する機関数			
(a)	理 由	延べ機関数 (b)	割合 (b) / (a)
149	廃棄に係る経費の予算が確保できない	149	100.0
	廃棄方法がわからない	52	34.9
	廃棄の手続きをする時間がない	19	12.8
	今後使用する可能性がある	13	8.7

※理由は複数選択あり

d 過去3年間（平成30年度から令和2年度）の廃棄状況

(a) 廃棄方法、契約件数、廃棄台数（表9）

平成30年度から令和2年度の3年間に、使用していないパソコンの廃棄を行った機関数は25機関、契約件数は37件、廃棄台数は1,488台ありました。

廃棄方法別の契約件数は、廃棄物処理法が15機関で19件（51.4%）と最も多く、次いで、資源有効利用促進法が9機関で17件（45.9%）、小型家電リサイクル法は1機関で1件（2.7%）となっています。廃棄方法別の廃棄台数は、小型家電リサイクル法が964台（64.8%）と最も多く、次いで、廃棄物処理法が306台（20.5%）、資源有効利用促進法が218台（14.7%）となっています。

表9 過去3年間（平成30年度から令和2年度）の廃棄状況（単位：件、台、%、機関）

廃棄方法（適用法）		令和2年度	令和元年度	平成30年度	合計		延べ機関数
					件数	割合	
資源有効利用促進法	件数	5	9	3	17	45.9	9
	台数	37	86	95	218	14.7	
小型家電リサイクル法	件数	1			1	2.7	1
	台数	964			964	64.8	
廃棄物処理法	件数	12	3	4	19	51.4	15
	台数	217	7	82	306	20.5	
合計	件数	18	12	7	37	100.0	25
	台数	1,218	93	177	1,488	100.0	

(b) データ消去の方法（表10）

契約件数37件のうち、物理破壊又は磁気破壊によるデータ消去が31件（83.8%）、物理破壊又は磁気破壊によらないデータ消去が6件（16.2%）となっています。

物理破壊又は磁気破壊の中でも、廃棄前に職員が破壊（2件）より、廃棄時に業者へ破壊を依頼（29件）が多くなっています。

表10 データ消去の方法（単位：件、%）

データの消去方法	件数	
	件数	割合
物理破壊又は磁気破壊	31	83.8
廃棄前に職員が破壊	2	5.4
廃棄時に業者へ破壊を依頼	29	78.4
物理破壊又は磁気破壊以外 （廃棄時に業者へデータ消去を依頼）	6	16.2
合計	37	100.0

e 小型家電リサイクル法による廃棄事例

機関名	建設部（建設政策課）
見積書徴取者の選定	環境省の認定を受けた使用済小型電子機器類等の取扱いが可能な事業者の中から、収集区域に長野県を含むとともに、長野県知事が産業廃棄物の収集運搬業を許可している者を選定
委託内容	使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分 （パーソナルコンピュータ及びその他OA機器の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく再資源化業務。ただし、情報が記録された使用済小型電子機器等については、再資源化前にソフトウェア又は物理破壊によるデータの完全消去業務を含む）
委託期間	契約日（令和3年2月17日）から令和3年3月31日
契約金額	770,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額70,000円）
委託する使用済小型家電機器等の種類及び数量	パーソナルコンピュータ964台、他、ディスプレイ・モニター18台、サーバ10台、ハードディスク13台等周辺機器64台 合計総数1,028台
回収場所	県庁及び5建設事務所（上田、諏訪、伊那、飯田、安曇野）
その他	他の部局の使用していないパソコン13台を合わせて廃棄

カ 監査結果

(ア) 使用していないパソコンの所有状況

全部局において、使用していないパソコンを所有していました。

特に、県立学校においては、平成21年度に国の補助事業を活用して購入し、各学校へ配備した教職員用のパソコンが、その後リースパソコンに更新されたため、使用しないパソコンとなったにも関わらず、具体的な廃棄の対応が取られないまま、3,500台余が保管されていました。また、使用していないパソコンの約9割が3年以上使用されておらず、廃棄できないまま、長期間保管されている状態となっています。

廃棄できない主な理由は「予算が確保できない」「廃棄方法がわからない」となっています。

こうした状況を踏まえて、使用しなくなったパソコンを廃棄するための必要な経費の確保及び県が所有するパソコンの適正な廃棄方法の周知が必要と考えます。

(イ) 使用していないパソコンの管理状況

データ消去については、使用していないパソコンの約9割が、未実施の状態でした。

データ消去が未実施のパソコンは、全て施錠のある場所で保管されていましたが、1台1台には盗難防止措置がないものが見受けられ、情報流出が危惧されます。

財産管理者は、使用する必要のないものがあるときは、不用の決定をしなければならず、(財務規則第237条第1項)、平成24年通知では、財産管理者に対し「不用決定したパソコンは、長期間放置することなく、速やかに処分すること」とされています。

また、データ消去については、「処分費用が確保できないなどの理由で一時的に保管せざるを得ない場合でも、データ消去を行った上で保管すること」、「故障等により起動しない場合は、ハードディスクを本体から取り出して、物理的に破壊すること」としています。

こうした状況を踏まえて、財産管理者に対し、使用していないパソコンの適切な処分とデータ消去について、改めて徹底が必要と考えます。

(ウ) 使用していないパソコンの廃棄に係る事務処理

過去3年間の廃棄方法は、3つの適用法のうち、廃棄物処理法が19件と最も多く、次いで、資源有効利用促進法が17件、小型家電リサイクル法は1件となっています。

パソコンの処分に当たっては、資源有効利用促進法により製造業者(メーカー)等が自主回収を行いその再資源化を図ることが義務づけられています。また、小型家電リサイクル法によりパソコンを含む小型電子機器等のリサイクルを促進することとされています。

県は、施策として資源の循環利用を推進していますので、再資源化の方法(資源有効利用促進法又は小型家電リサイクル法)により廃棄することが望ましいと考えます。

キ 意見

(ア) 各機関が所有する使用する必要のないパソコンについては、廃棄に係る予算確保を行い、速やかに廃棄を行うよう努めてください。

特に、県立学校に多く残っている教職員用のパソコンについては、所管課において廃棄に係る予算確保を行い、速やかに廃棄を行うよう対応を行ってください。

(所管機関：使用する必要のないパソコンを所有する機関の主管課)

(イ) 財産管理者に対し、使用していないパソコンの適切な事務処理による処分の徹底を図るとともに、廃棄等時には「長野県情報セキュリティポリシー」及び「長野県県立学校情報セキュリティポリシー」等、各所属に適用される情報セキュリティに関する規定に基づき、情報の完全消去や物理的な破壊を行うなど、情報漏えい防止対策の徹底を図るよう努めてください。

(所管機関：DX推進課デジタルインフラ整備室、財産活用課、学びの改革支援課)

(ウ) 使用する必要のないパソコンの再資源化に係る事務処理について、リサイクル法に関する業務を所管する機関において、方法の周知に努めてください。

(所管機関：資源循環推進課)

テーマ2「ドローンの活用状況について」

ア 監査目的

ドローンについては、物流、災害対応、建設・農林水産業など様々な分野での利用に向け、環境整備、技術開発や社会実装の取り組みが行われています。

工事等監査対象機関においても、ドローンを災害調査、工事現場状況の空撮等に活用し、情報の収集や広報を行っているところです。

また、ICT（情報通信技術）の更なる活用により、業務の効率化、省力化を図っていくことが求められています。

このため、対象機関におけるドローンの活用状況を把握するとともに、今後の活用における課題等について検証することを目的に監査を実施しました。

イ 対象機関

工事監査対象の地域振興局（農地整備課・林務課）及び環境部・建設部・企業局の現地機関44機関としました。（地域振興局の課を1機関として計上）

地域振興局（農地整備課(10) 及び林務課(10)）

環 境 部（流域下水道事務所(3)）

建 設 部（建設事務所(13)、砂防事務所(3)）

企 業 局（発電管理事務所(2)、水道管理事務所(2)、水道用水管理事務所(1)）

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

(ア) 所有及び管理状況について

(イ) 活用状況について

(ウ) ドローン活用時の課題、操作研修等の実施について

(エ) 今後の活用方法、課題等について

オ 調査結果

(ア) 概 要

公共事業の実施におけるドローンの活用状況の把握、今後の活用における課題等について調査を実施しました。

対象44機関におけるドローンの導入状況については、40機関で1～4台を所有、導入台数は計54台となっています。また、4機関では所有していませんでした。(表1、2)

導入されたドローンは、災害調査、工事現場状況の確認、点検・調査業務などのほか、撮影された写真や動画は、各機関のホームページやSNSへの掲載、報道機関への情報提供などにより、情報発信にも積極的に活用されています。

(イ) 所有及び管理状況について

各機関におけるドローンの所有状況と、管理状況(各機関での備品登録・管理簿、使用簿の整備、賠償責任保険の加入等)を調査しました。(表1～3)

平成27年度以降、対象44機関のうち、40機関においてドローンの導入が図られています。

なお、機関ごとの所有台数については、1台が30機関(75.0%)、複数台が10機関(25.0%)となっています。

管理状況については、備品の登録や管理簿の整備は全ての機体で行われています。

使用簿は義務付けではないものの、54台のうち48台(88.9%)で作成されています。

また、賠償責任保険の加入も義務付けではないものの、48台(88.9%)で加入しています。

一方、機体の操作不能などによるドローンの落下事例は4件の報告がありましたが、いずれも第3者被害等はありませんでした。

表1 ドローン所有状況及び管理状況

(単位：機関、台)

機 関 名	機関数		所有機種			管理状況		
	全数	うち所有	機体重量 200g 以上	機体重量 200g 未満 ^{*1}	計	備品登録 管理簿 あり	使用簿 あり	賠償責任 保険加入
地域振興局	農地整備課	10	10	10		10	10	10
	林務課	10	10	15		15	15	15
環 境 部	流域下水道事務所	3	2	2		2	2	2
建 設 部	建設事務所	16	16	18	5	23	23	17
	砂防事務所							
企 業 局	発電管理事務所	5	2	4		4	4	4
	水道管理事務所							
	水道用水管理事務所							
計		44	40	49	5	54	54	48
						100.0%	88.9%	88.9%

*1 航空法による飛行規制対象外の小型タイプの機種

表2 ドローン所有台数 (単位：機関、%)

所有台数	機関数	割合
1	30	75.0
2	7	17.5
3	2	5.0
4	1	2.5
計	40	100.0

表3 ドローン導入時期 (単位：台、%)

導入時期	導入台数	割合
平成27年度	5	9.3
平成28年度	2	3.7
平成29年度	4	7.4
平成30年度	22	40.7
令和元年度	12	22.2
令和2年度	9	16.7
計	54	100.0

(ウ) 活用状況について

対象機関における令和2年度の活用実績の調査結果は、以下のとおりです。(表4)

表4 ドローン活用実績(全機関計)(令和2年度) (単位:回、%)

飛行目的	種別	山間地	郊外	市街地	小計	割合
現場状況確認 (158回)	河川	3	31	0	34	21.5
	道路	19	11	4	34	21.5
	砂防	28	0	0	28	17.7
	ほ場・棚田	16	6	0	22	13.9
	治山・森林	16	0	0	16	10.1
	下水道施設	0	0	10	10	6.3
	橋梁	7	1	0	8	5.1
	ため池(ダム)	2	4	0	6	3.8
小計	91	53	14	158	100.0	
資料用写真 (動画)撮影 (138回)	情報発信資料	39	47	9	95	68.8
	予算資料	9	15	0	24	17.4
	協議資料	5	2	0	7	5.1
	説明会資料	1	5	0	6	4.3
	計画資料	1	5	0	6	4.3
小計	55	74	9	138	100.0	
災害調査 (117回)	治山	43	0	0	43	36.8
	河川	7	16	0	23	19.7
	地すべり	15	2	0	17	14.5
	道路	14	0	0	14	12.0
	砂防	12	0	0	12	10.3
	林道	8	0	0	8	6.8
小計	99	18	0	117	100.0	
点検・調査 (101回)	急傾斜地・砂防	38	0	0	38	37.6
	森林	18	1	0	19	18.8
	治山	12	0	0	12	11.9
	河川	7	2	0	9	8.9
	ため池(ダム)	6	0	0	6	5.9
	法面	4	1	0	5	5.0
	送電線	4	0	0	4	4.0
	ほ場・棚田	1	1	0	2	2.0
	地すべり	2	0	0	2	2.0
	道路	0	2	0	2	2.0
	橋梁	1	0	0	1	1.0
	下水道施設	0	1	0	1	1.0
小計	93	8	0	101	100.0	
操作訓練等(46回)		21	25	0	46	100.0
合計(560回)		359	178	23	560	
		64.1%	31.8%	4.1%	100.0%	

調査結果から、ドローンが各機関で実施している事業の特性に応じ、様々な業務に活用されていることが分かります。飛行場所については、山間地(64.1%)、郊外(31.8%)が中心となっています。なお、航空法に基づく国土交通省への許可申請が必要となるD I D(人口集中地区)での飛行の実績はありませんでした。

ドローン活用による主な効果は以下のとおりです。

・現場確認

危険箇所、高所など不可視部などの確認や、より広範囲な現場踏査が可能となり、安全性の確保や作業時間短縮にもつながっている。

・写真、動画撮影

上空からの事業区域全体の状況撮影、様々な角度や場所からの撮影、大型施設の全景撮影などが可能となった。

・情報発信資料、各種資料

写真や資料が分かりやすくなり、ホームページやSNSへの積極的な掲載につながっている。住民説明会資料、協議資料、報道機関への提供資料等にも幅広く活用している。

なお、専門性が高いレーザー測量、地形図・平面図作成等業務や、大規模な災害発生時の被災状況調査においては、業務委託により民間業者所有のドローンで実施している例もありました。

(イ) ドローン活用時の課題、操作研修等の実施について

ドローン活用時の課題として、操縦できる職員数、操作研修の実施、所有台数等について調査した結果は以下のとおりです。（表5、6）

表5 ドローン活用時の課題に関する調査結果

調査項目		単位	結果	全体	割合 (%)
必須回答項目	操縦できる職員数	人	205	857*	23.9
	操作研修会実施	機関	30	40	75.0
	操作研修参加人数	人	210	857*	24.5
任意回答項目	操縦できる職員を増やす必要あり	機関	33	40	82.5
	ドローン台数を増やす必要あり	機関	23	40	57.5
	現場での操作技術向上を実施	機関	24	40	60.0

※ドローン所有機関の監査調査「職員調」技術職員数の計とした。

表6 各機関で必要と考えるドローン台数

必要台数	表5 「ドローン台数を増やす必要あり」	機関数		割合 (%)
2 台	23	9	22.5	
3 台		4	10.0	
複数		7	17.5	
使用状況に応じ増備必要		3	7.5	
1 台		4	10.0	
任意回答事項のため記載なし		13	32.5	
計		40	100.0	

① 操縦できる職員数について

「ドローンを操縦できる職員」は、対象機関の技術職員のうち2割程度となっています。また、33機関(82.5%)で操縦できる職員の数を増やす必要があるとしています。

② 操作研修について

30 機関 (75.0%) で職員を参集して研修を実施しています。

また、24 機関(60.0%)で現場確認の機会などを利用し操作訓練を実施しています。

地域振興局農地整備課では操作技術向上や航空法許可申請に対応するため、職員が定期的に民間研修（国土交通省飛行10時間証明コース）に参加しています。

③ 所有台数等について

23機関(57.5%)でドローンの台数を増やす必要があるとしています。

④ その他の意見について

安全性や航続時間確保に向け、ドローンの適正な保守管理、プロペラ等消耗品の安全確認の徹底、予備バッテリー等付属品の数量確保、操作性向上のための操作用タブレット端末、導入後時間が経過した機体の更新の必要があります。

(オ) 今後の活用方法・課題等について

各機関において、今後活用したいと考えている業務やその課題等についての調査結果について主なものは以下のとおりです。

① 今後活用したい業務や使用方法について

- ・さらに活用を図りたい業務（災害調査、各種点検等）
- ・今後活用したい業務（巡視業務、工事現場での段階検査・竣工検査、写真測量による工事発注図面作成・広域調査・変状調査等）
- ・検討したい使用方法（インターネット回線接続飛行、目視外飛行、自動飛行等）

② 課題等について

- ・ドローンや操作・解析ソフトの性能向上やその導入
- ・各種マニュアルの整備、専門知識の習得
- ・一層の安全管理や撮影時におけるプライバシーへの配慮
- ・航空法やガイドライン等の一層の理解、遵守

カ 監査結果

(ア) 所有及び管理状況について

対象44機関のうち40機関において、一括購入等の取り組みなどによりドローンの導入が図られています。

管理の状況については、備品の登録や管理簿の整備は全ての機体で行われています。

使用簿の作成、賠償責任保険への加入については義務付けではないものの、ドローンの落下事例も報告されており、安全管理の徹底を図るため、機体の管理について再度確認、検討が必要です。

(イ) 活用状況及び課題、操作研修等の実施について

ドローンは、各機関の事業の特性に応じ、様々な業務に活用され、全ての機関で導入した効果が見られました。

一方、操縦できる職員の不足が課題となっていますが、操作研修等の実施頻度が低いと思われる機関も見られます。操縦できる職員の育成や操縦技術の向上、ドローンの安全な飛行のため、より一層の取組が必要です。

また、導入台数については、費用対効果を考慮のうえ、必要台数の検討を行っていくことが必要だと考えます。

(ウ) 今後の活用について

今後さらなるドローンの活用を図るため、課題を整理し、利用方法の十分な検討が必要です。

また、航空法の改正による国への機体登録申請の義務化などについて対応が必要です。

キ 意見

ドローンの活用及び安全管理について

- (ア) 安全管理の徹底を図るため、使用簿の作成、賠償責任保険加入など機体の管理について、再度確認、検討してください。
- (イ) ドローンの安全な飛行に向け、操作研修など職員の操縦技術の向上に一層努めてください。
- (ウ) 航空法の改正に対し、的確に対応してください。

(所管機関：生活排水課、農地整備課、森林政策課、建設政策課、企業局)

近年、自然災害が頻発・激甚化するなか、県民の安全安心確保のため、災害に対する迅速な対応、インフラ施設の整備や維持管理などの重要性が一層増しています。今後も引き続き、様々な情報通信技術を積極的に活用し、事業の効率的、効果的な執行に役立てていくよう望みます。

2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務 1 件	1 その他の収入の事務処理に関するもの (130) (1) 県税滞納処分の事務処理誤り 県税の滞納処分において、他人の財産を差し押さえた。 差押金額 108,329円	中 信 県税事務所

3 指導事項

【一般会計・特別会計】

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名																																												
収 入 事 務 6 件	<p>1 その他調定等の事務処理に関するもの (125)</p> <p>(1) 道路占用料の過徴収 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となり、一部に還付加算金が発生した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機 関 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">件数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">過徴収額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">還 付</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">還 付 加算金</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">還付額</th> <th style="text-align: center;">還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田建設事務所</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">4,888,900</td> <td style="text-align: right;">2,444,450</td> <td style="text-align: right;">2,444,450</td> <td style="text-align: right;">115,100</td> </tr> <tr> <td>松本建設事務所</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">61,000</td> <td style="text-align: right;">61,000</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>須坂建設事務所</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">7,453</td> <td style="text-align: right;">7,180</td> <td style="text-align: right;">273</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>長野建設事務所</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: right;">25,561</td> <td style="text-align: right;">6,628</td> <td style="text-align: right;">18,933</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">62,400</td> <td style="text-align: right;">26,000</td> <td style="text-align: right;">36,400</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(5機関)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: right;">5,045,314</td> <td style="text-align: right;">2,545,258</td> <td style="text-align: right;">2,500,056</td> <td style="text-align: right;">115,100</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過徴収額	還 付		還 付 加算金	還付額	還付不能額	上田建設事務所	3	4,888,900	2,444,450	2,444,450	115,100	松本建設事務所	6	61,000	61,000	—	—	須坂建設事務所	2	7,453	7,180	273	—	長野建設事務所	8	25,561	6,628	18,933	—	北信建設事務所	1	62,400	26,000	36,400	—	合計(5機関)	20	5,045,314	2,545,258	2,500,056	115,100	上 田 松 本 須 坂 長 野 北 信 建設事務所
	機 関 名				件数	過徴収額		還 付		還 付 加算金																																				
還付額		還付不能額																																												
上田建設事務所	3	4,888,900	2,444,450	2,444,450	115,100																																									
松本建設事務所	6	61,000	61,000	—	—																																									
須坂建設事務所	2	7,453	7,180	273	—																																									
長野建設事務所	8	25,561	6,628	18,933	—																																									
北信建設事務所	1	62,400	26,000	36,400	—																																									
合計(5機関)	20	5,045,314	2,545,258	2,500,056	115,100																																									
	<p>(2) 道路占用料の徴収不足 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。 また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機 関 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">件数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">徴収不足額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">徴 収</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">徴収額</th> <th style="text-align: center;">徴収不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田建設事務所</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">9,393</td> <td style="text-align: right;">9,393</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>飯田建設事務所</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">17,189</td> <td style="text-align: right;">4,095</td> <td style="text-align: right;">13,094</td> </tr> <tr> <td>木曾建設事務所</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">4,169</td> <td style="text-align: right;">4,169</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>安曇野建設事務所</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">2,800</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> </tr> <tr> <td>須坂建設事務所</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: right;">6,882,347</td> <td style="text-align: right;">1,782,970</td> <td style="text-align: right;">5,099,377</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">11,115</td> <td style="text-align: right;">11,115</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(6機関)</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">6,927,013</td> <td style="text-align: right;">1,812,342</td> <td style="text-align: right;">5,114,671</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	徴収不足額	徴 収		徴収額	徴収不能額	上田建設事務所	3	9,393	9,393	—	飯田建設事務所	1	17,189	4,095	13,094	木曾建設事務所	7	4,169	4,169	—	安曇野建設事務所	1	2,800	600	2,200	須坂建設事務所	12	6,882,347	1,782,970	5,099,377	北信建設事務所	1	11,115	11,115	—	合計(6機関)	25	6,927,013	1,812,342	5,114,671	上 田 飯 田 木 曾 安 曇 須 野 坂 野 北 坂 信 信 建設事務所		
機 関 名	件数				徴収不足額	徴 収																																								
		徴収額	徴収不能額																																											
上田建設事務所	3	9,393	9,393	—																																										
飯田建設事務所	1	17,189	4,095	13,094																																										
木曾建設事務所	7	4,169	4,169	—																																										
安曇野建設事務所	1	2,800	600	2,200																																										
須坂建設事務所	12	6,882,347	1,782,970	5,099,377																																										
北信建設事務所	1	11,115	11,115	—																																										
合計(6機関)	25	6,927,013	1,812,342	5,114,671																																										

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																																
収 入 事 務	<p>(3) 河川占用料の過徴収 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となった。</p> <p>(単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過徴収額</th> <th colspan="2">還付額</th> <th rowspan="2">還付加算金</th> </tr> <tr> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田建設事務所</td> <td>2</td> <td>1,820</td> <td>1,300</td> <td>520</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>諏訪建設事務所</td> <td>4</td> <td>10,521</td> <td>7,670</td> <td>2,851</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td>1</td> <td>30,333</td> <td>16,250</td> <td>14,083</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(3機関)</td> <td>7</td> <td>42,674</td> <td>25,220</td> <td>17,454</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過徴収額	還付額		還付加算金	還付額	還付不能額	上田建設事務所	2	1,820	1,300	520	—	諏訪建設事務所	4	10,521	7,670	2,851	—	北信建設事務所	1	30,333	16,250	14,083	—	合計(3機関)	7	42,674	25,220	17,454	—	上 田 諏 訪 北 信 建設事務所
	機 関 名				件数	過徴収額		還付額		還付加算金																								
		還付額	還付不能額																															
	上田建設事務所	2	1,820	1,300	520	—																												
諏訪建設事務所	4	10,521	7,670	2,851	—																													
北信建設事務所	1	30,333	16,250	14,083	—																													
合計(3機関)	7	42,674	25,220	17,454	—																													
	<p>(4) 河川占用料の徴収不足 河川占用料について、誤った月割り計算を行ったため、徴収不足となっていた。(4件、866円)</p>	千 曲 建設事務所																																
	<p>(5) 砂防設備占用料の徴収不足等 令和2年度の砂防設備占用料の算定を誤ったため、徴収不足及び過徴収となっていた。 (徴収不足：4件、208円) (過徴収：1件、100円)</p>	姫 川 砂防事務所																																
	2 その他収入の事務処理に関するもの(130)																																	
	<p>(1) 県税還付金の還付未処理 平成28年度から29年度に行った県税の滞納処分に伴い生じた還付金について還付を行っていなかった。(3件、69,014円) また、これによる還付加算金が生じた。(2件、3,300円)</p>	総 合 県税事務所																																
契 約 事 務	1 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの(260)																																	
	<p>(1) 見積書の未徴取 予定価格が2万円を超える事務用品の購入において、見積書を徴すべきところ徴していなかった。 また、支出負担行為決議と支出命令を同時に行っていた。</p>	松 本 地域振興局 商工観光課																																

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名
契 約 事 務	2 その他契約の事務処理に関するもの (270)	
	(1) 産業廃棄物の処分における不適切な事務処理 産業廃棄物である不用物品の処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者ではない者と契約し、廃棄処分代として、当該費用を「役務費」から支出していた。	農業試験場 果樹試験場
支 出 事 務 9 件	1 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	(1) 職員旅費の重複支給 職員に対する旅費を重複して支給していた。(2件、960円)	伊 那 養 護 学 校
	2 支出科目に関するもの (382)	
	(1) 支出科目の誤り 備品購入に係る公募型見積合わせの結果、2個の物品の取得価格が10万円未満となったため、「需用費」で支出すべきところ「備品購入費」で支出していた。	林 業 総 合 セ ン タ ー
	3 事前審査の事務処理に関するもの (384)	
	(1) 支出負担行為の事前審査未了 委託料の減額により支出負担行為を変更する際に、財務規則第65条に規定する会計管理者の事前審査を受けていなかった。 ・ 子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託	心 の 支 援 課
	4 給付完了検査の事務処理に関するもの (385)	
(1) 給付完了検査の遅延 委託契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条に定める時期(業務完了報告を受けてから10日以内)に完了検査しなければならないところ、これを超えて完了検査を行っていた。 ・ 令和2年度 積算システム管理適正化業務委託	農 地 整 備 課	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名												
支 出 事 務	<p>(2) 給付完了検査調書の未作成 県営住宅敷地賃借料のうち契約金額が 100 万円以上の 5 件について、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。 また、給付完了検査を当該賃貸借契約に係る賃借料について担当する者が行っていた。</p>	建築住宅課 (公営住宅室)												
5 その他支出の事務処理に関するもの (386)														
	<p>(1) 支払遅延 物品購入費の支出について、支払日に関する約定がない場合には、相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日に支払わなければならないところ、これを超えて支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="371 891 1153 1093"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災航空センター</td> <td>1</td> <td>95,183</td> </tr> <tr> <td>福祉大学校</td> <td>3</td> <td>43,648</td> </tr> <tr> <td>合 計 (2 機関)</td> <td>4</td> <td>138,831</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件 数	金 額	消防防災航空センター	1	95,183	福祉大学校	3	43,648	合 計 (2 機関)	4	138,831	消防防災航空センター 福祉大学校
機 関 名	件 数	金 額												
消防防災航空センター	1	95,183												
福祉大学校	3	43,648												
合 計 (2 機関)	4	138,831												
	<p>(2) 社会保険料の納付における不適切な事務処理 会計年度任用職員の社会保険料(令和 2 年10月分から令和 3 年 1 月分)について、事業主負担分及び本人負担分の一部を、事務担当者が自費で立替納付した。(1 件、36,180円)</p>	消防防災航空センター												
	<p>(3) 源泉所得税等の納付期限後納付による延滞税の発生 非常勤職員等の賃金や報酬にかかる源泉所得税及び復興特別所得税について、令和 2 年 5 月11日までに納付すべきところ、6 月 5 日に納付したため、延滞税1,200円が生じた。</p>	南 信 教育事務所												
	<p>(4) 不適切な事務処理 ア 令和 2 年 8 月から令和 3 年 1 月までのモバイル Wi-Fi ルーターの利用契約について、変更契約で行うべきところ、新たな契約で処理を行っていた。 また、利用契約期間中の一部において、給付完了検査結果の未記載、支出に係る命令書の出納機関への送付期限超過、財務関係書類が事務担当者と決裁権者が同一 1 名のみでの回議となっているものがあった。</p>	上 田 養 護 学 校												

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																											
支 出 事 務	<p>イ カメラ・マイク購入について、物品購入等伺書を作成し、決裁を受けてから見積合わせを行うべきところ、物品購入等伺書を事後に作成し、請求払できる場合に該当しないにもかかわらず支出負担行為決議と支出命令を同時に行っていた。</p> <p>また、給付完了検査結果の未記載、支出に係る命令書の出納機関への送付期限超過、財務関係書類が事務担当者と決裁権者が同一1名のみでの回議、物品等の出納通知及び出納記録の未整備があった。</p>	上 田 養 護 学 校																											
補助金 事 務 1 件	<p>1 その他補助金の事務処理に関するもの(430)</p> <p>(1) 補助金の過交付 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金について、算定誤りがあったため、過交付となっていた。 また、過交付の一部は時効により返還不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="311 965 1214 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過交付額</th> <th colspan="2">返還額</th> </tr> <tr> <th>返還額</th> <th>返還不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐久農業農村支援センター</td> <td>3</td> <td>7,443</td> <td>2,907</td> <td>4,536</td> </tr> <tr> <td>南信州農業農村支援センター</td> <td>1</td> <td>23,554</td> <td>2,885</td> <td>20,669</td> </tr> <tr> <td>松本農業農村支援センター</td> <td>1</td> <td>554,628</td> <td>255,167</td> <td>299,461</td> </tr> <tr> <td>合計(3機関)</td> <td>5</td> <td>585,625</td> <td>260,959</td> <td>324,666</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過交付額	返還額		返還額	返還不能額	佐久農業農村支援センター	3	7,443	2,907	4,536	南信州農業農村支援センター	1	23,554	2,885	20,669	松本農業農村支援センター	1	554,628	255,167	299,461	合計(3機関)	5	585,625	260,959	324,666	佐 久 南 信 州 松 本 農 業 農 村 支 援 セ ン タ ー
機 関 名	件数				過交付額	返還額																							
		返還額	返還不能額																										
佐久農業農村支援センター	3	7,443	2,907	4,536																									
南信州農業農村支援センター	1	23,554	2,885	20,669																									
松本農業農村支援センター	1	554,628	255,167	299,461																									
合計(3機関)	5	585,625	260,959	324,666																									
財 産 事 務 1 件	<p>1 その他財産管理に関するもの(540)</p> <p>(1) 生活保護費返還金の管理 新規に発生した生活保護費返還金を全額調定したが、重ねて債権管理簿にも登記し、二重に管理していた。 また、債権管理簿に登記されている債権を減額登記する際、誤った金額で減額登記していた。</p>	佐 久 保 健 福 祉 事 務 所																											

【企業特別会計】

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名
支 出 事 務 1 件	<p>1 事前審査の事務処理に関するもの (384)</p> <p>(1) 企業出納員の事前審査未了 物品の借入れにおいて、公営企業財務規程第36条第2項に規定する企業出納員の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水調査用測定機器の借入れ契約 	水道事業課

4 検討事項

分類	検討事項	機関名
収入 事務 1件	<p>1 県税の課税誤り等を防ぐための対策</p> <p>県税については、税務考査等で事務処理の点検、改善に努めているところですが、定期監査結果の指摘、指導事項のほかに令和2年度、3年度において不動産取得税や個人事業税の課税誤りが見受けられました。これらは、担当職員の認識不足や事務所におけるチェック不足が原因と考えられますので、課税誤りや事務処理上のミスを防ぐための対策を検討してください。</p>	税務課 (県税徴収 対策室)

5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に関するもの								
(121) 使用料の算定に関するもの								
(122) 貸付料の算定に関するもの								
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの								
(125) その他調定等の事務処理に関するもの		5	1	6				
(130) その他収入の事務処理に関するもの	1	1		2				
小 計	1	6	1	8				
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの								
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの								
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの		1		1				
(270) その他契約の事務処理に関するもの		1		1				
小 計		2		2				
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの								
(331) 工事請負費の執行に関するもの								
(341) 委託料の執行に関するもの								
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの								
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの		1		1				
(383) 支出負担行為の時期に関するもの								
(384) 事前審査の事務処理に関するもの		1		1		1		1
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの		2		2				
(386) その他支出の事務処理に関するもの		4		4				
小 計		9		9		1		1
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの								
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの		1		1				
小 計		1		1				
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの								
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理に関するもの		1		1				
小 計		1		1				
6 その他								
(610) その他の事務処理に関するもの								
小 計								
合 計	1	19	1	21		1		1

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を31ページに掲載しましたので、参考にしてください。

1 各部局に共通する意見

意 見

1 内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進

本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は、22件でした。（昨年度は24件）

各機関が適正な事務執行に努めている中、本年度も、収入金の算定誤り、支払遅延や給付完了検査事務の不備など基本的な事務処理の誤りが見られました。

なお、道路占用料・河川占用料の算定誤りによる過徴収・誤徴収など、各機関の自主点検を行ったことにより発見された事案も見られました。

こうした不適正な事務処理や基本的な事務処理の誤りは、関係規程に対する理解不足、ダブルチェックの形骸化による確認漏れ、不十分な事務引継などに起因するものと考えます。

県が令和2年7月に策定した「長野県DX戦略」では、「スマート自治体推進プロジェクト」を重点プロジェクトの一つに位置付け、行政事務におけるICTの活用を推進しています。RPA等のICTを活用し、定型的な事務の自動化を進めることは、基本的な事務処理の誤りを防止する効果が期待できることから、行政事務の効率化のみならず、内部統制制度の効果的運用の観点からも有用であると考えます。各機関は、ICTの活用を念頭に、既存の業務システムの課題等の検証、効果的・効率的な事務処理方法の検討を行うなど、内部統制制度の着実な運用を図ってください。

なお、「内部統制基本方針」に基づき、不適正な事務処理防止のためのリスクマネジメントに取り組んでいるところですが、定期監査の結果を踏まえ、改めてリスク発生の背景や原因を分析するとともに、現行の業務執行状況を再点検し、担当者任せにならないよう、ダブルチェックの徹底、事業の進捗管理の徹底など、引き続き不適正な事務処理防止のためのリスクマネジメントに努めてください。

今後も様々な機会を捉え、全職員の法令遵守に対する意識を高め、コンプライアンスの推進に努めてください。

(所管機関：全機関)

意 見

2 税外収入未済額の解消

令和2年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、次ページ「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は24億1,236万余円で、前年度に比べ1億360万余円（4.1%）の減少となっています。

（税外収入未済額の推移）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,412,366,228 円	2,515,975,999 円	△103,609,771 円	95.9%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は16億1,864万余円で、前年度に比べ2,568万余円（1.6%）の減少となっています。

（継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	前年度比
※印の付いた 税外収入未済額の計	1,618,648,220 円	1,644,337,814 円	△25,689,594 円	98.4%

（上記税外収入未済額の処理状況）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
131,123,774 円	4,355,149 円	0 円	109,789,329 円	△25,689,594 円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ1億360万余円（4.1%）減少していますが、新たに1億2,552万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあつては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防止する対策も含めて対応策を講じてください。

（注）これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したもの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

意 見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部 局	所 管 課	内 容	収入未済額(円)
総務部	税務課	県税付帯債権(延滞金等)	43,445,496 ★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	86,487,186 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	16,364,190 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※(特)	211,105,437 私
健康福祉部	医師・看護人材確保対策課	看護職員修学資金貸付金 ※	4,074,900 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	56,081,605 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	2,945,783 ★公
	障がい者支援課	総合リハビリテーションセンター施設使用料	3,268,974 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※(特)	8,448,330 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	60,000 私
	医師・看護人材確保対策課 他	その他	3,185,465
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	357,557,768 ★公
産業労働部	産業政策課	給与の返納金	68,744 私
	経営・創業支援課	高度化資金貸付金 ※(特)	674,090,126 私
	経営・創業支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	19,189,566 私
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	22,442,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	2,860,000 私
林務部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,551,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	146,906,175 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※(特)	14,538,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建設部	道路管理課	事故等に係る原因者負担金	2,507,925 ★公
	河川課	河川占用料	17,759,486 ★公
	都市・まちづくり課	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879 私
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	132,696,436 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料 ※	2,508,053 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※	118,066,716 私
	建築住宅課 他	その他	1,457,905
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	2,086,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	163,234,248 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	2,711,366 *公
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金 ※(特)	145,440,322 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※(特)	33,850,197 私
	高校教育課	その他	389,142 私
県警本部	会計課	交通信号機事故に係る弁済金	353,200 私
合 計			2,412,366,228

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権
(特)：特別会計に係る貸付金などの債権
★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」
*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」
私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

意見

3 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、令和2年度に開催された長野県議会定例会において議決又は専決処分報告があった議案によると、33件、768万余円となっており、前年度と比較して、件数は8件、金額は797万余円減少しています。また、全体のうち5件は人身事故を伴っており、前年度より8件減少しています。損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も発生しています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車等の運転に当たり、職員一人ひとりが法令を遵守し安全運転に努めてください。

さらに、各職場において交通事故の発生をリスクとして改めて認識し、業務スケジュールを確認するほか、職員の健康状態等を考慮し無理な運転をさせないといった「時・場所・状況」に応じた適切な公務出張に配慮するなど、一層の交通事故防止に努めてください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度比	
件数	33件	41件	△ 8件	80.5%
うち人身事故件数	5件	13件	△ 8件	38.5%
賠償額	7,684,502円	15,663,011円	△ 7,978,509円	49.1%

(所管機関：全機関)

2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマの意見については9ページ及び14ページに記載してあります。

部局等	意見	所管機関													
県民文化部	1 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。	こども・家庭課 (児童相談・養育支援室)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>86,487,186円</td> <td>70,843,390円</td> <td>15,643,796円</td> <td>122.1%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比	児童福祉施設入所負担金	86,487,186円	70,843,390円	15,643,796円	122.1%			
	区分		令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比									
	児童福祉施設入所負担金		86,487,186円	70,843,390円	15,643,796円	122.1%									
(上記税外収入未済額の処理状況)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>1,067,013円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>16,710,809円</td> <td>15,643,796円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	児童福祉施設入所負担金	1,067,013円	0円	0円	16,710,809円	15,643,796円
区分		過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)							
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C												
児童福祉施設入所負担金	1,067,013円	0円	0円	16,710,809円	15,643,796円										
健康福祉部	2 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	地域福祉課													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>56,081,605円</td> <td>53,564,021円</td> <td>2,517,584円</td> <td>104.7%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比	生活保護費返還金	56,081,605円	53,564,021円	2,517,584円	104.7%			
	区分		令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比									
	生活保護費返還金		56,081,605円	53,564,021円	2,517,584円	104.7%									
(上記税外収入未済額の処理状況)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>3,121,573円</td> <td>2,959,735円</td> <td>0円</td> <td>8,598,892円</td> <td>2,517,584円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	生活保護費返還金	3,121,573円	2,959,735円	0円	8,598,892円	2,517,584円
区分		過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)							
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C												
生活保護費返還金	3,121,573円	2,959,735円	0円	8,598,892円	2,517,584円										
	(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	障がい者支援課													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>8,448,330円</td> <td>8,110,130円</td> <td>338,200円</td> <td>104.2%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,448,330円	8,110,130円	338,200円	104.2%			
	区分		令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比									
	心身障害者扶養共済加入者掛金		8,448,330円	8,110,130円	338,200円	104.2%									
(上記税外収入未済額の処理状況)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>381,800円</td> <td>72,000円</td> <td>0円</td> <td>792,000円</td> <td>338,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	心身障害者扶養共済加入者掛金	381,800円	72,000円	0円	792,000円	338,200円
区分		過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)							
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C												
心身障害者扶養共済加入者掛金	381,800円	72,000円	0円	792,000円	338,200円										

部局等	意 見	所管機関																									
健 康 福祉部	<p>(3) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>2,916,865円</td> <td>2,812,411円</td> <td>104,454円</td> <td>103.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>600,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>704,454円</td> <td>104,454円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	2,916,865円	2,812,411円	104,454円	103.7%	区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	600,000円	0円	0円	704,454円	104,454円	医師・看護 人材確保 対策課
区 分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比																							
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	2,916,865円	2,812,411円	104,454円	103.7%																							
区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	600,000円	0円	0円	704,454円	104,454円																						
林務部	<p>3 大北森林組合等の補助金不適正受給にかかる未収金の早期回収と債権管理</p> <p>大北森林組合等に対する債権の回収については、引き続き相手方と連絡を取り、経営の健全化に向けた取組を着実に実行させるよう、経営状況等の随時把握、必要に応じた指導助言などを行い、債権の早期回収に努めてください。</p> <p>※ 令和2年度末残高 大北森林組合 911,689,538円 ひふみ林業(有) 14,551,100円</p>	信州の木 活用課 森林づくり 推進課																									
建設部	<p>4 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>67,007円</td> <td>33,314円</td> <td>33,693円</td> <td>201.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>330円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>34,023円</td> <td>33,693円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比	道路占用料	67,007円	33,314円	33,693円	201.1%	区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	道路占用料	330円	0円	0円	34,023円	33,693円	道路管理課
区 分	令和2年度末	令和元年度末	増減額	前年度比																							
道路占用料	67,007円	33,314円	33,693円	201.1%																							
区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
道路占用料	330円	0円	0円	34,023円	33,693円																						

部局等	意見				所管機関	
建設部	(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。				建築住宅課	
	区 分	令和2年度末	令和元年度末	増減額		前年度比
	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金	118,066,716円	116,504,777円	1,561,939円		101.3%
	県営住宅一時使用料	823,501円	771,201円	52,300円		106.8%
	合 計	118,890,217円	117,275,978円	1,614,239円		101.4%
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
区 分	過年度発生分			現年度発生分	増減額	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	D	D-(A+B+C)	
県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金	2,431,172円	777,224円	0円	4,770,335円	1,561,939円	
県営住宅一時使用料	7,200円	0円	0円	59,500円	52,300円	
合 計	2,438,372円	777,224円	0円	4,829,835円	1,614,239円	

《参考》 他の機関で紹介できる有効な取組事例

他の機関で紹介できる有効な取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 「まちがえやすい事例集」の有効活用について 〈農業試験場・果樹試験場〉

農業試験場・果樹試験場では、会計事務に慣れない職員が多いことから、監査委員事務局で作成した「まちがえやすい事例集」のうち、最低限承知しておきたい事例を厳選し、簡略版の「まちがえやすい事例集（農業試験場版）」を作成し、職員会議において配布・周知しています。

この取組は、会計事務に慣れない職員であっても会計事務にとりかかりやすくなるとともに継続的にリスク管理の意識を持って会計事務のスキルアップを図る上で、非常に有益であり、他の機関において参考となる事例として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
中信消費生活センター	令和3年2月9日
松本児童相談所	令和3年2月9日
鑑識課	令和3年2月10日
交通機動隊	令和3年2月10日
松本食肉衛生検査所	令和3年2月15日
中信労政事務所	令和3年2月15日
千曲警察署	令和3年4月27日
警察学校	令和3年4月27日
若年者就業サポートセンター	令和3年4月28日
松本盲学校	令和3年4月28日
蓼科高等学校	令和3年5月18日
佐久警察署	令和3年5月18日
工業技術総合センター 環境・情報技術部門	令和3年5月25日
岡谷東高等学校	令和3年5月25日
田川高等学校	令和3年5月25日
池田工業高等学校	令和3年5月25日
蘇南高等学校	令和3年5月28日
農業大学校	令和3年6月1日
上田染谷丘高等学校	令和3年6月1日
名古屋事務所 ※	令和3年6月3日
名古屋観光情報センター ※	令和3年6月3日
大阪事務所 ※	令和3年6月3日
大阪観光情報センター ※	令和3年6月3日
畜産試験場	令和3年6月7日
林業総合センター	令和3年6月7日
更科農業高等学校	令和3年6月15日
屋代南高等学校	令和3年6月15日
土尻川砂防事務所 *	令和3年6月16日
長野商業高等学校	令和3年6月16日
須坂看護専門学校	令和3年7月6日
病虫害防除所	令和3年7月6日
農業試験場	令和3年7月6日
果樹試験場	令和3年7月6日
看護大学	令和3年7月7日
千曲建設事務所 *	令和3年7月8日
伊那家畜保健衛生所	令和3年7月8日
駒ヶ根工業高等学校	令和3年7月8日

監査実施機関名	監査年月日
佐久平総合技術高等学校	令和3年7月12日
富士見高等学校	令和3年7月12日
北信建設事務所 *	令和3年7月13日
飯山養護学校	令和3年7月13日
人事課	令和3年7月15日
財産活用課	令和3年7月15日
コンプライアンス・行政経営課	令和3年7月15日
職員キャリア開発課	令和3年7月15日
総合政策課	令和3年7月16日
財政課	令和3年7月16日
山岳高原観光課	令和3年7月16日
観光誘客課	令和3年7月16日
職員課	令和3年7月19日
情報公開・法務課	令和3年7月19日
環境政策課	令和3年7月19日
水大気環境課	令和3年7月19日
生活排水課（一般会計）	令和3年7月19日
会計課	令和3年7月19日
契約・検査課	令和3年7月19日
監査委員事務局	令和3年7月21日
消防課	令和3年7月26日
危機管理防災課	令和3年7月26日
秘書課	令和3年7月26日
税務課	令和3年7月26日
総務事務課	令和3年7月26日
自然保護課 *	令和3年7月26日
資源循環推進課	令和3年7月26日
D X推進課	令和3年7月27日
市町村課	令和3年7月27日
地域振興課	令和3年7月27日
建設政策課	令和3年7月27日
道路管理課	令和3年7月27日
道路建設課	令和3年7月27日
広報県民課	令和3年7月29日
交通政策課	令和3年7月29日
信州暮らし推進課	令和3年7月29日
河川課	令和3年7月29日
砂防課	令和3年7月29日

(注) 1 *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

2 ※印箇所はテレビ会議による監査実施機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関名	監査年月日
都市・まちづくり課	令和3年7月29日
国際交流課	令和3年7月30日
農業政策課	令和3年7月30日
農業技術課	令和3年7月30日
教育政策課	令和3年7月30日
文化財・生涯学習課	令和3年7月30日
保健厚生課	令和3年7月30日
園芸畜産課	令和3年8月2日
農地整備課	令和3年8月2日
農村振興課	令和3年8月2日
建築住宅課 *	令和3年8月2日
施設課 *	令和3年8月2日
リニア整備推進局	令和3年8月2日
文化政策課	令和3年8月4日
県民協働課	令和3年8月4日
くらし安全・消費生活課	令和3年8月4日
義務教育課	令和3年8月4日
特別支援教育課	令和3年8月4日
スポーツ課	令和3年8月4日
人権・男女共同参画課	令和3年8月5日
次世代サポート課	令和3年8月5日
こども・家庭課	令和3年8月5日
高校教育課	令和3年8月5日
学びの改革支援課	令和3年8月5日
心の支援課	令和3年8月5日
私学振興課	令和3年8月6日
高等教育振興課	令和3年8月6日
森林政策課	令和3年8月6日

監査実施機関名	監査年月日
信州の木活用課	令和3年8月6日
森林づくり推進課	令和3年8月6日
産業政策課	令和3年8月11日
経営・創業支援課	令和3年8月11日
産業立地・IT振興課	令和3年8月11日
健康福祉政策課	令和3年8月12日
食品・生活衛生課	令和3年8月12日
薬事管理課	令和3年8月12日
警察本部	令和3年8月12日
議会事務局	令和3年8月12日
人事委員会事務局	令和3年8月12日
地域福祉課	令和3年8月17日
健康増進課	令和3年8月17日
保健・疾病対策課	令和3年8月17日
産業技術課	令和3年8月17日
産業人材育成課	令和3年8月17日
労働雇用課	令和3年8月17日
医師・看護人材確保対策課	令和3年8月18日
営業局	令和3年8月18日
介護支援課	令和3年8月19日
障がい者支援課	令和3年8月19日
北信地域振興局 * ※	令和3年8月20日
松本地域振興局 * ※	令和3年8月26日
中信会計センター ※	令和3年8月26日
南信州地域振興局 * ※	令和3年8月30日
佐久地域振興局 * ※	令和3年9月2日
東信会計センター ※	令和3年9月2日

(2) 実地監査予定を書面監査へ変更

監査実施機関名
医療政策課
感染症対策課
諏訪地域振興局 *
中信県税事務所
中信県税事務所木曾事務所
中信県税事務所大町事務所
佐久保健福祉事務所
諏訪保健福祉事務所

監査実施機関名
飯田保健福祉事務所
松本保健福祉事務所
北信保健福祉事務所
総合リハビリテーションセンター
南信工科短期大学
岡谷技術専門校
南信農業試験場
佐久建設事務所 *

監査実施機関名
飯田建設事務所 *
松本建設事務所 *
須坂建設事務所 *
長野建設事務所 *
南信教育事務所
長野盲学校
須坂警察署
岡谷警察署

(注) 書面監査は、令和3年10月27日までに終了しました。

(3) 書面監査

監査実施機関名
労働委員会事務局
上田地域振興局 *
上伊那地域振興局 *
木曾地域振興局 *
北アルプス地域振興局 *
長野地域振興局 *
消防学校
消防防災航空センター
松本空港管理事務所
東京事務所
東信県税事務所
東信県税事務所上田事務所
南信県税事務所
南信県税事務所諏訪事務所
南信県税事務所飯田事務所
総合県税事務所
総合県税事務所北信事務所
北信消費生活センター
南信消費生活センター
東信消費生活センター
男女共同参画センター
中央児童相談所
飯田児童相談所
諏訪児童相談所
佐久児童相談所
波田学院
女性相談センター
上田保健福祉事務所
伊那保健福祉事務所
木曾保健福祉事務所
大町保健福祉事務所
長野保健福祉事務所
公衆衛生専門学校
福祉大学校
精神保健福祉センター
上田食肉衛生検査所
長野食肉衛生検査所
動物愛護センター
環境保全研究所
計量検定所

監査実施機関名
工業技術総合センター
// 精密・電子・航空技術部門
// 食品技術部門
工科短期大学校
長野技術専門校
松本技術専門校
飯田技術専門校
佐久技術専門校
上松技術専門校
東信労政事務所
南信労政事務所
北信労政事務所
信州首都圏総合活動拠点
野菜花き試験場
野菜花き試験場佐久支場
水産試験場
佐久家畜保健衛生所
飯田家畜保健衛生所
松本家畜保健衛生所
長野家畜保健衛生所
林業大学校
上田建設事務所 *
諏訪建設事務所 *
伊那建設事務所 *
木曾建設事務所 *
安曇野建設事務所 *
大町建設事務所 *
犀川砂防事務所 *
姫川砂防事務所 *
南信会計センター
北信会計センター
東信教育事務所
中信教育事務所
北信教育事務所
総合教育センター
県立長野図書館
県立歴史館
体育センター
飯山高等学校
下高井農林高等学校

監査実施機関名
中野立志館高等学校
中野西高等学校
須坂東高等学校
須坂高等学校
須坂創成高等学校
北部高等学校
長野吉田高等学校
長野高等学校
長野西高等学校
長野東高等学校
長野工業高等学校
長野南高等学校
篠ノ井高等学校
松代高等学校
屋代高等学校 (附属中学校)
坂城高等学校
上田千曲高等学校
上田高等学校
上田東高等学校
丸子修学館高等学校
東御清翔高等学校
望月高等学校
小諸商業高等学校
小諸高等学校
軽井沢高等学校
岩村田高等学校
野沢北高等学校
野沢南高等学校
小海高等学校
茅野高等学校
諏訪実業高等学校
諏訪清陵高等学校 (附属中学校)
諏訪二葉高等学校
下諏訪向陽高等学校
岡谷南高等学校
岡谷工業高等学校
辰野高等学校
箕輪進修高等学校
上伊那農業高等学校
高遠高等学校

監査実施機関名
伊那北高等学校
伊那弥生ヶ丘高等学校
赤穂高等学校
松川高等学校
飯田高等学校
飯田風越高等学校
飯田OIDE長姫高等学校
下伊那農業高等学校
阿智高等学校
阿南高等学校
木曽青峰高等学校
塩尻志学館高等学校
梓川高等学校
松本工業高等学校
松本県ヶ丘高等学校
松本美須ヶ丘高等学校
松本深志高等学校
松本蟻ヶ崎高等学校
松本筑摩高等学校
明科高等学校
豊科高等学校
南安曇農業高等学校

監査実施機関名
穂高商業高等学校
大町岳陽高等学校
白馬高等学校
長野ろう学校
松本ろう学校
長野養護学校
伊那養護学校
松本養護学校
諏訪養護学校
花田養護学校
稲荷山養護学校
若槻養護学校
上田養護学校
寿台養護学校
飯田養護学校
安曇野養護学校
小諸養護学校
木曽養護学校
長野中央警察署
飯山警察署
中野警察署
長野南警察署

監査実施機関名
上田警察署
小諸警察署
軽井沢警察署
茅野警察署
諏訪警察署
伊那警察署
駒ヶ根警察署
飯田警察署
阿南警察署
木曽警察署
塩尻警察署
松本警察署
安曇野警察署
大町警察署
科学捜査研究所
高速道路交通警察隊
東北信運転免許課
中南信運転免許課
機動隊
機動捜査隊
自動車警ら隊

(注) 書面監査は、令和3年10月27日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名		監査年月日
川中島水道管理事務所	*	令和3年6月23日
北信発電管理事務所	*	令和3年6月23日
企業局		令和3年7月15日
生活排水課（流域下水道事業会計）		令和3年7月15日

(2) 実地監査予定を書面監査へ変更 なし

(3) 書面監査

監査実施機関名	
南信発電管理事務所	*
上田水道管理事務所	*
松塩水道用水管理事務所	*
千曲川流域下水道事務所	*
諏訪湖流域下水道事務所	*
犀川安曇野流域下水道事務所	*

（注）書面監査は、令和3年10月27日までに終了しました。



しあわせ信州